

2018年5月

経営Q&A

回答者

日本税理士会連合会
常務理事・中小企業対策部長
瀬戸 順一

経営者が知って得する税務講座

～ 税理士の業務と中小企業支援の取組み～

Question

当社は、私と従業員の計3名の会社で、中古自動車の販売をしています。今年の冬に開業し、売上も徐々に増えてきましたが、税務や会計について不安な点があります。また、先々のことを考えると、中長期的なビジョンの策定について、明確にしていくことが必要でないかと考えています。

そのため、税理士の方に相談したいと思っておりますが、どのような業務をされているのでしょうか。また、どのような中小企業の支援の取組みがあるのでしょうか。

Answer

税理士は「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」などの業務を行っています。また、税務の面にとどまらず、中小企業の創業から存続・発展そして事業承継や廃業に至るまで長期間に亘って関与し、中小企業に寄り添いながら支援しています。



日本政策金融公庫
国民生活事業

はじめに

中小企業は日本の企業数の約 99%、従業員数で言えば約 70%を占め、地域経済・社会を支える存在、雇用の受け皿として重要な役割を担っています。国税庁の資料によれば、法人税申告の約 90%に税理士が関与しています。今回、税理士の業務、特に中小企業支援に係る業務を紹介するとともに、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）の取組みも紹介したいと思います。

1. 税理士はこんな仕事をしています

多くの中小企業には、何らかの形で税理士が関与していると思います。

税理士はその名のとおり「税」の専門家です。

税理士法では、以下の3つが税理士業務として規定されており、原則としてこれらの業務を税理士以外が行うことを禁じています。

- ① **税務代理**・・・納税者を代理して、確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどを行います。
- ② **税務書類の作成**・・・納税者に代わって、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務署などに提出する書類を作成します。
- ③ **税務相談**・・・納税者が税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、ご相談に応じます。「事前」のご相談が有効です。

一方で、税理士は税の専門家だけでなく、「会計」の専門家でもあり、多くの中小企業の会計分野において力を発揮しています。記帳代行から始まり、財務書類の作成、そして財務情報を分析したうえでの経営助言、経営改善、事業計画作成の支援等幅広く業務を行っています。

2. 顧問税理士に期待されること

多くの税理士は、顧問税理士という立場で企業の税務・会計の業務を行い、経営者と日常的に接しています。

他の専門家と決定的に異なる点として、顧問税理士が関与している歴史のある企業については、対象企業の歴史から対外的には知られていない親族間の人間関係や幹部従業員の能力・人柄等を総合的に熟知していることです。このことは、企業の経営改善や事業承継等を進めていく際、非常に有用な情報となります。



税理士は、顧問先企業の継続的発展を願っています。税や会計の専門的な知識をベースとして、企業の財務情報、経営者の本音、親族との関係及び従業員の能力等、あらゆる情報、環境を考慮しながら、企業にとってより良い方向に進むことを支援しています。

3. 税理士の行う中小企業支援

税理士が行う中小企業支援に係る業務は、税務及び会計の分野に止まらず、高度な専門的コンサルタント業務から、場合によっては家庭問題に至るよろず相談まで、その業務内容は多岐に亘っています。

税理士は、財務支援、経営支援、金融支援、税制支援の4つの面から中小企業を支援しています。

① 財務支援

中小企業向け会計ルールである中小会計指針又は中小会計要領に準拠した会計帳簿・計算書類等の作成のほか、会計参与への就任等により、中小企業の会計の質の向上に向けて支援しています。

② 経営支援

創業支援やものづくり支援など経営状況の分析や事業計画の策定支援のほか、認定支援機関（※）としての経営改善支援業務等により中小企業の経営環境の改善に向けて支援しています。

（※）中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識（又は同等以上の能力）を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているといった機関や人（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士など）を、認定支援機関として国が認定しています。

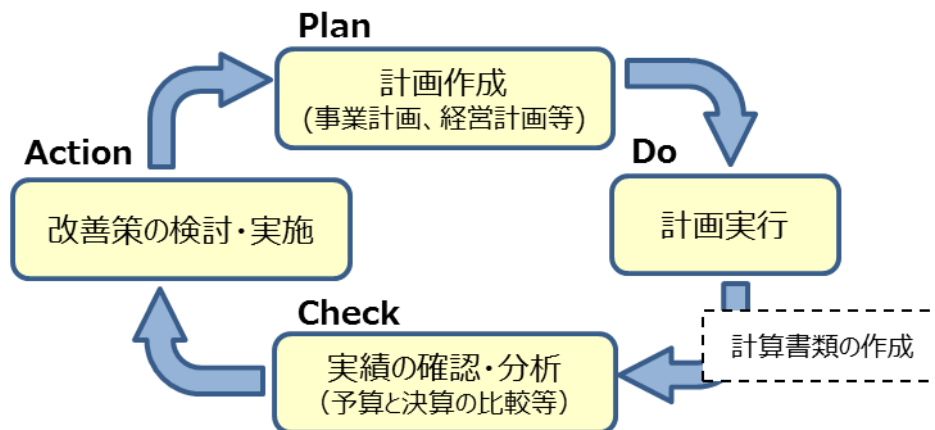
③ 金融支援

制度融資、セーフティネット保証制度等の周知と活用のほか、経営者保証ガイドラインの普及等により様々なシーンの資金調達の円滑化を支援しています。

④ 税制支援

創業支援におけるエンジェル税制の活用のほか、事業承継税制、雇用促進税制、研究開発税制の活用等により中小企業支援税制の周知と活用を支援しています。

以上4つの支援を行うことにより、適正な「会計」（財務情報）を活用した経営の実現を目指しています。つまり、「計画作成（事業計画、経営計画等） → 計画実行 → 実績の確認・分析（予算と決算の比較等） → 改善策の検討・実施」というサイクルを確立し、企業の存続・発展に繋げていきたいと考えています。



4. 事業承継への取組み

1999年に484万者だった中小企業数は、2014年には381万者となり、この15年間で約100万者も減少し、その後も緩やかに減少しています。経営者の高齢化も進み、経営者年齢のボリュームゾーンは20年前が47歳であったのに対し、現在は66歳前後と、当時のボリュームゾーンがそのままスライドした状態となっています。それらの方の多くが70歳前後でのリタイアを希望するとすれば、今後数年のうちに多くの中小企業が事業承継の時期を迎えることになります。

このような状況を考えると、中小企業の活力の維持・向上のためにも、事業承継の円滑な実施が喫緊の課題です。事業承継の場面においても、顧問税理士の果たす役割は極めて重要で、理想としては、複数の支援機関と連携を図りながら、顧問税理士が主導的な役割を果たして関与先の事業承継を進める形が望ましいと考えています。そのため、事業承継は、個々の税理士の力量等に委ねるだけでなく、日税連及び各税理士会において組織的に取り組むことが必要となります。ここでは、日税連の事業承継に係る取組みを一部紹介します。

第一に、税理士向けの事業承継に関する研修等の実施・充実です。事業承継税制のほか、事業承継に係る該当経営者への気付き・見せる化そして魅せる化へのスキームの検討、実施にあたり留意すべき事柄などをテーマに実施します。これにより、個々の税理士の資質向上を図り、自身の関与先に対して事業承継に係る適切な助言、指導等を行えるようになります。

第二に、事業承継に関する税理士同士のネットワークを構築することです。これは、事業引継（M&A）を念頭に置いたものです。小規模事業者では後継者が見つからないケースが増えてきていることから、全国津々浦々に存在する顧問税理士の特性を活かし、顧問税理士が窓口となり、関与先企業の引継先を見つけていこうとするものです。具体的には北陸税理士会で運用が始まっている「担い手探しナビ」を全国版に拡大していくこととしています。全国版ネットワークが機能すれば、必ずしも狭い地域に制限することなく進められ、顧問税理士主導による事業引継（M&A）の実現可能性が格段に高まることが期待されます。今後構築を行い、夏以降から運用を開始する予定でいます。

第三に、関係団体等と事業承継に係る連携を図ることです。具体的には、事業引継ぎ支援センター、弁護士会等の士業団体、金融機関等を想定しています。各団体とも事業承継の施策を積極的に進めており、これらの団体と連携することにより、個々の税理士は、他の支援機関と連携しながらより効果的に関与先の事業承継を進めることが可能となります。

このように、日税連においても、全国の税理士が関与先企業の希望に応じて、事業承継を円滑に進めていくことができるよう万全の後押しをしていくこととしております。

おわりに

税はあらゆる経済行為、事業活動に影響を与える要素であり、かつ国家の礎ともいえる要素であります。税理士は税と会計の専門家であるため、企業の財務情報を熟知し、企業の経営改善等を進めるに当たって、最も適当な存在であるといえます。我々はそのポジションに甘んじることなく、常に資質の向上を図り、専門家としての知見を関与先企業の発展のために還元していきます。また、日税連でもその後押しを図っていきたいと思います。

《執筆者紹介》

瀬戸順一（せと じゅんいち）

平成6年12月 税理士試験合格

平成7年2月 税理士登録

現 在 日本税理士会連合会常務理事・中小企業対策部長（平成29年7月～）

北陸税理士会副会長（平成29年6月～）

ホームページ：<http://www.nichizeiren.or.jp/>



日本政策金融公庫
国民生活事業